

かつしか 区議会だより

第2回定例会

| | | |
|----|--------|------------------------------|
| 6月 | 5日 | 本会議（一般質問等） |
| | 6日 | 本会議（一般質問、議案の付託） |
| | 7～12日 | 常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務） |
| | 13日 | 議会運営委員会理事会 |
| | 14～18日 | 特別委員会（地域活性化対策、危機管理対策、都市基盤整備） |
| | 19日 | 区議会議員協議会（全員協議会） |
| | 20日 | 議会運営委員会 |
| | 21日 | 本会議（議案の議決等） |

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.241 令和元年（2019年）7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



葛飾区議会議場

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と 健康管理の推進を求める意見書を可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われました。
また、令和元年度（平成31年度）一般会計補正予算（第1号）をはじめとする区長提

出議案20件と、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（下欄参照）、議員提出議案1件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

（件名の下のは意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は4面に掲載）

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書 分

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がなまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は平成30年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、本区議会は政府に対し、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、次の事項に取り組みことを強く求める。

①医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

②保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。

③妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。